

平成 30 年定例会
決算常任委員会 年間白書

平成 31 年 4 月

四日市市議会

目次

- | | |
|------------|-------------|
| 1. 委員会の構成 | P 1 |
| 2. 委員会開催状況 | P 2 ~ P 9 |
| 3. 委員長報告 | P 10 ~ P 27 |

1. 委員会の構成

委員長 中村久雄

副委員長 三木隆

委員 荒木美幸 石川善己 伊藤修一

伊藤嗣也 太田紀子 小川政人

荻須智之 加藤清助 加納康樹

川村幸康 小林博次 谷口周司

土井数馬 豊田祥司 豊田政典

中川雅晶 中森慎二 早川新平

日置記平 樋口博己 樋口龍馬

平野貴之 藤田真信 三平一良

村山繁生 森康哲 森川慎

諸岡覚

2. 委員会開催状況

決算常任委員会事項書

平成30年5月22日(火)

全員協議会室

1. 委員長の互選について

2. 副委員長の互選について

3. 分科会の設置について

4. 理事会の設置について

決 算 常 任 委 員 会 事 項 書

平成30年6月4日(月)

全員協議会室

1. 理事の選任について

2. その他

※配付資料 … 事項書、資料
<会議用システム内のフォルダ> 07_決算常任委員会 — 10_平成30年6月4日

※配付資料 … 事項書

<会議用システム内のフォルダ> 07_決算常任委員会 – 11_平成30年6月定例会

決 算 常 任 委 員 会 事 項 書

平成30年6月29日(金)

全員協議会室

1. 休会中の決算常任委員会について

(1) 候補日

- ・平成30年8月21日(火) 議案聴取会終了後

(2) 項目

- ・「平成29年8月定例会における決算常任委員長報告に対する対応について」

2. その他

※配付資料 … 審査順序、資料

<会議用システム内のフォルダ> 07_決算常任委員会 — 12_平成30年8月21日

決 算 常 任 委 員 会 事 項 書

平成30年8月21日(火)

全員協議会室

1. 平成29年8月定例会議会における決算常任委員長報告に対する対応について

2. その他

(1) 決算審査における議員間討議の実施について

決算常任委員会 審査順序

平成30年9月21日（金）

10:00～ 全員協議会室

1. 分科会長報告

- ①総務分科会長報告
- ②教育民生分科会長報告
- ③産業生活分科会長報告
- ④都市・環境分科会長報告

2. 分科会長報告に対する質疑

- ①総務分科会長報告に対する質疑
- ②教育民生分科会長報告に対する質疑
- ③産業生活分科会長報告に対する質疑
- ④都市・環境分科会長報告に対する質疑

3. 全体会審査で取り扱う事項の追加提案

4. 全体会審査

- (1) 人事管理について〔都市・環境分科会〕

5. 討論・採決

- 議案第25号 平成29年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定について
- 議案第26号 平成29年度四日市市水道事業における利益の処分及び決算認定について
- 議案第27号 平成29年度市立四日市市病院事業決算認定について
- 議案第28号 平成29年度四日市市下水道事業における利益の処分及び決算認定について

6. その他

※配付資料 … 審査順序、資料

<会議用システム内のフォルダ> 07_決算常任委員会 – 13_平成30年8月定例会議会

決算常任委員会 審査順序 (その2)

平成30年9月26日(水)

10:00～ 全員協議会室

4. 全体会審査

- (1) 人事管理について
- (2) 郊外住宅団地再生について〔追加提案〕
- (3) ごみ処理手数料について〔追加提案〕
- (4) 高齢者肺炎球菌ワクチン予防接種について〔追加提案〕
- (5) 職員の駐車場のあり方について〔追加提案〕

〔全体会審査終了後、附帯決議案の提案の場を設ける〕

5. 討論・採決

- 議案第25号 平成29年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定について
- 議案第26号 平成29年度四日市市水道事業における利益の処分及び決算認定について
- 議案第27号 平成29年度市立四日市病院事業決算認定について
- 議案第28号 平成29年度四日市市下水道事業における利益の処分及び決算認定について

6. その他

決 算 常 任 委 員 会 事 項 書

平成31年 3 月 18日 (月)

全員協議会室

1. 平成30年定例会決算常任委員会年間白書について

3. 委員長報告

決算常任委員会委員長報告（平成30年8月定例月議会）

決算常任委員会に付託されました関係議案につきまして、当委員会における審査の経過と結果をご報告申し上げます。

審査に当たりましては、まず総務、教育民生、産業生活、都市・環境の4分科会において、各々の所管に属する事項について詳細な審査を行いました。

続いて全体会においては、まず、各分科会における審査の経過と結果についての分科会長報告があり、それに対する質疑が行われました。

次に、全体会審査においては、都市・環境分科会から全体会審査に送られた「人事管理について」に加え、全体会において追加提案のあった4項目について、重点的に審査を行いました。

それでは、全体会審査を行った各項目について順にご報告申し上げます。

1項目めの、人事管理について、都市・環境分科会長からは、分科会において、時間外労働時間について多い状況で推移している部署があり、職員の業務負担に鑑み、全庁的な人事管理のあり方について検証すべきであるとの意見があり、これを諮ったところ、全会一致により、複数の分科会にかかる事項として、全体会で審査すべきと決したとの報告がありました。

全体会において、まず、委員からは、都市整備部の技術職員数がほとんどふえていない理由を確認する質疑があり、理事者

からは、技術職員について近年は採用試験を年3回実施しているが、民間企業の求人も活発であることなどから、採用者数の増加につながっていないとの答弁がありました。

これを受けて委員からは、多くの民間企業の採用試験が公務員試験よりも日程が早いため、民間企業の内定者が辞退して公務員試験を受けることが困難な状況になっていることから、現在の四日市市職員採用試験のあり方について検討する必要があるとの意見がありました。

また、委員からは、都市整備部について保育園における事務支援員や小中学校における学校業務アシスタントに該当するような職員を配置していないのかとの意見があり、理事者からは、他の部署と同様、事務補助を行う臨時職員を配置しているが、技師の業務をサポートする職員は配置していないとの答弁がありました。

また、委員からは、職員の業務負担軽減に向けた外部への業務委託に係る考え方を確認する質疑があり、理事者からは、予算の編成方針の中で業務の適正化・効率化を掲げており、各部局から例えば業務委託などの業務の効率化に向けた具体的な提案があれば、優先的に予算を配分しているとの答弁がありました。

関連して他の委員からは、業務を包括的に外部委託した場合に業務が適切に行われているのかチェックするための専門的な部署の設置が必要ではないかとの意見があり、理事者からは、

個々の業務が専門的であるため、それを統一的にチェックする部署の設置は困難であると考えたとの答弁がありました。

また、他の委員からは、さらなる時間外勤務削減に向けた業務の見直しに対する考え方を確認する質疑があり、理事者からは、業務の効率化、簡略化について検討しており、業務マニュアルの見直しや、さらなる外部委託ができる部分がないかの確認などを行いたいとの答弁がありました。

また、他の委員からは、時間外勤務量が業務内容ではなく職員個人に由来する側面もあると思われるが、人事異動前後の所属での時間外勤務の増減に関する調査はしているのかとの質疑があり、理事者からは、時間外勤務の発生に関しては、業務に付随するものであり、そのような調査は行っていないが、全体的な所属別時間外勤務状況の調査だけでは、勤務実態の把握が十分でない場合は、個別の調査も行った上で対応する必要があると考えているとの答弁がありました。

関連して他の委員からは、過労死や長時間労働の問題について労働者一人一人の勤務実態と向きあってどのような要因で発生しているのか分析した上で対策をしなければ解決できないと考えているとの意見がありました。

また、委員からは、時間外勤務の適正化に向けた取り組みの効果に関し、時間外勤務が年間1000時間、及び、月100時間を超える職員数の減少につながっているのかとの質疑があり、理事者からは、平成29年度の時間外勤務実績については前年度と比

較して、年間1000時間を超える時間外勤務を行った職員数については10名から5名へと、月100時間を超える時間外勤務を行った職員の延べ人数については188名から123名へと、いずれも減少しており、一定の効果があったものと考えているとの答弁がありました。

また、委員からは、病気休暇・休職をした理由の中で精神的負担に起因するケースの割合が高くなっていることに関し、長時間労働との相関について確認する質疑があり、理事者からは、休職前の勤務状況を確認したが相関関係がない場合がほとんどであり、直接的な理由となっているとは認識していないとの答弁がありました。

また、他の委員からは、時間外勤務の適正化は所属長等による労務管理が重要であると考えるが、職員の業務内容を把握し、適切な業務分担に配慮していれば長時間労働をある程度防ぐことができるのではないかとの意見があり、理事者からは、今年度から所属長等がマネジメントしやすい環境づくりに向けた取り組みとして、職員が個人の時間外勤務の月別目標時間を設定し、所属長等がその設定が妥当であるのかの判断を行い、また、時間外勤務の実施状況を含め所属内での業務の偏りなどを把握するよう努めているとの答弁がありました。

また、他の委員からは、所属全体として過重労働となっているのか、係や個人間で業務負担に偏りがあるのかなどについて分析の上、次年度に向けた対策を講じるべきであるとの意見が

あり、理事者からは、各所属の現状を把握の上、職員採用や人事管理につなげていきたいと考えているとの答弁がありました。

また、他の委員からは、管理職の時間外勤務の実態は調査しているのかとの質疑があり、理事者からは、管理職は自ら管理しており、特段調査はしていないとの答弁がありました。これを受けて委員からは、管理職についても過剰労働とならぬよう配慮し、健康管理を行う必要があるのではないかとの意見がありました。

また、委員からは、小中学校における教職員の時間外勤務状況の把握に関し、タイムカードなどによる確認を行っているのか質疑があり、理事者からは、出勤時間と退勤時間を所定の用紙により提出の上、確認を行っているとの答弁がありました。

また、委員からは、他県市町において労働基準法第36条に基づいた協定――以下、「三六協定」という――が小中学校の事務職員と締結されていない旨、報道されているが、四日市市はどのようにしているのかとの質疑があり、理事者からは、四日市市では、小中学校の事務職員と三六協定を締結していない。時間外勤務については、職員の申告を校長が承認して行っており、時間外勤務手当も支給されているとの答弁がありました。これを受けて委員からは、三六協定を締結せずに時間外勤務を命じると労働基準法違反ではないのかとの質疑があり、理事者からは、指摘の内容についてはこれまで三重県教育委員会から特段の指導等はなかったが、今後、県教委とも協議の上、適切な運用に

ついて検討したいとの答弁がありました。

また、他の委員からは、平成 30 年度から新たに実施する取り組みの中で時間外勤務の事前申請の徹底とあるが、平成 29 年度以前については徹底されていなかったのかとの質疑があり、理事者からは、今年度から時間外勤務の事前申請について、システム改良によりさらに徹底したとの趣旨であるとの答弁がありました。

また、他の委員からは、昨年度の決算常任委員会においても食品衛生協会指導員による飲食店への立入検査に係る保健所職員の同行訪問の減少について指摘しており、市民の食の安全・安心を保障するために必要に応じた人員を確保するべきではないかとの意見があり、理事者からは、保健所専門職員の採用については専門的な職種であるため、応募者が少なく、また退職者もあることから、昨年度より 3 名減少しているが、今後も引き続き募集をしていきたいとの答弁がありました。

これを受けて委員からは、待遇が不十分で応募が少ないのであれば、条件を改善していくべきであるとの意見がありました。

また、他の委員からは、観光・シティプロモーション課の長時間外勤務の実態についての質疑があり、理事者からは、祭りや花火等のイベント準備のため、時間外勤務が発生しており、平成 30 年度については、職員を 1 名増員するとともに、休日にイベント等のため出勤した場合は、原則として、振替休暇を取得するように職員に指示を行っているとの答弁がありました。

関連して他の委員からは、イベントにおける実行委員会方式による事業運営の見直しや事業の廃止などについて検討し、業務負担を軽減する工夫が必要であるとの意見がありました。

また、他の委員からは、あけぼの学園において医療職の業務の役割が不明瞭になっており、本来の担当以外の業務も担っていると思われることから改善が必要ではないかとの意見があり、理事者からは、各所属において保健師の専門職としての知識が十分に活用されているのかを確認の上、今後の採用について検討していきたいとの答弁がありました。

また、委員からは、看護師の保育園や小学校への配置について市として統一した考え方があるのかとの意見があり、理事者からは、保育園における看護師の配置に関して保々、神前、ときわの人権推進園と乳児が9名以上いる園に配置をしている。また、小学校については、四日市市医療的ケア実施校ガイドラインに基づいて就学相談の中で保護者から医療的ケアが必要であるという申し出があり、医師からも指示書の提出があった場合に配置しているとの答弁がありました。これを受けて委員からは、医療的ケアが必要な子供の受け入れ体制について全庁的に協議をするべきではないかとの意見があり、理事者からは、医療的ケアの重要性が高まっているため、今後も関係部局と協議を続けていきたいとの答弁がありました。

次に、郊外住宅団地再生について、全体会において委員から、住宅施策推進事業費及び空き家バンク制度について、住み替え

支援事業等の実績が進まない状況の中、効果検証をした上で制度の見直しを検討する必要があることから、全体会で審査すべきであるとの意見があり、全体会において議論することとなりました。

委員からは、本市の住生活基本計画において、重点施策の一つとして郊外住宅団地の再生が掲げられ、子育て世帯など若い世代の入居促進や空き家（中古住宅）の再活用の促進を行うとされているにもかかわらず、住み替え支援事業や空き家バンク制度に関する活用実績が上がっていない理由に係る質疑があり、理事者から、郊外団地の再生を目的として事業を行う中で、郊外団地住宅の多くが旧耐震基準により昭和56年5月以前に建築されたものであり、そのままの状態では支援の対象とならないことが制度の活用が進まない要因の一つと考えている。なお本市では木造住宅の耐震・補助制度を設けており、これまで建物の除却を中心に市内全域で約1300棟の制度利用があった。そのうち約1割の130件程度がいわゆる団地に関するものであるが、既存建物の除却後、宅地として活用されていることを勘案すると、住み替えに対する一定の効果が上がっているものと考えている。今後については、旧耐震基準による住宅が市場に流通するよう木造住宅の耐震・補助制度の周知を図るとともに、地域住民とともに地域の魅力の発信に努めたいとの答弁がありました。

これを受けて委員からは、例えば民間では事業者が中古住宅

を購入し、リフォーム後、販売しているケースもあるが、このような事例なども研究の上、市場のニーズを把握する中で取り組みを進めるべきであるとの意見がありました。

関連して他の委員からは、取り組みに当たっては住宅そのものに関する支援にとどまらず、働く場所や買い物等の利便性、公共交通の整備など、生活する場所の提供といった視点も含め、総合的な住宅政策が必要ではないかとの質疑があり、理事者からは、選ばれるまちとなるため、指摘された視点については非常に重要であると考えている。公共交通の整備などは住宅団地を十分意識の上、施策を進めているが、全体的なビジョンについては明確に打ち出せていない部分も多々あるため、今後、都市計画マスタープランや次期総合計画の策定において、検討していきたいとの答弁がありました。

また委員からは、郊外住宅団地の再生については数年前から重要な施策に位置づけられているが、成果が上がっていないと感じている。これまでと同様の取り組みを行ったとしても結果が出ないことが危惧されるが、今後に向けた考え方を確認したいとの質疑があり、理事者からは、住宅団地の価値を高めることについて、全市一律の制度をつくるのではなく、各地域の実情に即した手法について地域と協議する中で検討していきたい。これまで既存住宅の再利用という視点で制度を運用してきたが、築年数がかさむ住宅がふえたこともあり、今後については除却した上での再開発といった方向についても検討が必要と考えて

いる。また、公共交通の整備や買い物などの利便性の確保など、次期総合計画策定において、郊外住宅団地再生に向け、全庁的に各部局が実施可能な取り組みを検討する中で議論を進めたいとの答弁がありました。

これを受けて委員からは、次期総合計画策定を機に、郊外住宅団地再生を一つのプロジェクトとして捉える中で施策が展開されることを期待したいとの意見がありました。

また委員からは、築年数を経た住宅ほど駐車スペースが少なく、子育て世代のニーズに合致しない恐れがあるが、どのように捉えているのかとの質疑があり、理事者からは、昭和56年5月以前の耐震基準による古い住宅については一旦除却された後、宅地化されて市場に出てくると思われるが、木造住宅の耐震・補助制度をPRする中で住み替えの促進を図りたいとの答弁がありました。

また委員からは、住み替え支援事業のモデル団地について、モデルとして目指す姿はどのようなものであるのかとの質疑があり、理事者からは、モデル団地については造成後30年以上が経過し、面積が20ha以上、高齢化率が市内平均以上の団地であるが、同世代が一斉に入居し高齢化が一挙に進んでおり、このままではさまざまなコミュニティーが消失し、まちづくりが進まなくなる恐れがあると認識している。今後については、多くの世代が居住できるような団地に再生したいと考えており、住み替え支援事業については子育て世代を対象とした制度を設け

たところである。しかしながら、想定以上に古い物件が多く、活用が進んでいないのが現状であり、若い世代の住み替え促進に向け、新たな方策について研究を行う必要があると考えているとの答弁がありました。

これを受けて委員からは、郊外住宅団地については、バス路線が廃止・縮小され、衰退が進んでいるところもあるが、対策をしっかりと実行に移していくことを要望するとの意見がありました。

3項目めは、ごみ処理手数料についてであります。

本件については、全体会において委員から、決算審査において、現行のごみ処理手数料の取り扱いに関し、その妥当性を検証する必要があることから、複数の分科会に係る事項として全体会において審査すべきであるとの提案があったことから、全体会において議論することといたしました。

まず、委員からは、シルバー人材センターに発注した除草業務に係るごみ処理手数料の取り扱いに関しては、平成30年度当初予算審査において、他の委託業務と同様、今年度からごみ処理手数料相当額を含めて委託の上、手数料を徴収する手法に変更するとの答弁があったと認識しているが、今定例月議会における議会への説明においては、平成31年度から変更の方針であるとの説明がなされており、変更時期についてそごがある。また、ごみ処理手数料の取り扱いについて見直しを行うということであれば、平成29年度の決算については誤った事務処理に基

づき金額が計上されていることになるため認定しがたいとの意見があり、理事者からは、本件については当初予算審査の中でごみ処理手数料の減免を行う担当部局より今後の方針を説明することとし、今議会で報告したところであるが、その取り扱いを変更する時期については再度、庁内で議論した上で報告したいとの答弁がありました。

また、他の委員からは、ごみ処理手数料の取り扱いに関連して、現行の委託料と手数料収入をともに計上する手法では、減免する手法と比較して消費税相当分のコストが余分にかかることになるのではないかとこの質疑があり、理事者からは、本件については一般会計内での支出、収入であり委託料と手数料は同額となることから、歳入と歳出を明確に区分して計上するという現在の市の方針に基づき、処理していきたいとの答弁がありました。

4項目めは、高齢者肺炎球菌ワクチン予防接種についてであります。

本件については、全体会において委員から、予防接種の接種率の向上に向けた取り組みにおいて、見直すべき課題があると判断されることから、健康福祉施策と市立四日市病院の連携について検証し、今後の市民サービスの充実に向けた検討を行うため、複数の分科会に係る事項として全体会において審査すべきであるとの提案があったことから、全体会において議論することといたしました。

まず、委員からは、高齢者肺炎球菌ワクチン予防接種事業の補助対象者について確認する質疑があり、理事者からは、定期予防接種については対象年齢に到達した方が接種期間内において接種する場合に補助対象となり、市独自の任意予防接種については、定期予防接種の対象者及び過去に市の補助を受けて接種している方を除いた希望者が対象となっているとの答弁がありました。

また、委員からは、予防接種の対象者約1万5千人に送付された予防接種を実施している医療機関リストに市立四日市病院、四日市羽津医療センター、三重県立総合医療センターが含まれていないが、これらの病院での接種は可能であるのかとの質疑があり、理事者からは、接種希望者が当該医療機関に定期通院をしており、かかりつけ医がいる場合は接種可能であるとの答弁がありました。

これを受けて委員からは、本来接種可能なこれらの病院に関し、医療機関リストへ掲載がされていない理由について質疑があり、理事者からは、これらの急性期病院等については、接種希望者の増加により、重症患者の診療に影響を与える可能性があるため、案内を控えていた。今後は各病院と協議の上、周知方法について検討していきたいとの答弁がありました。

関連して他の委員からは、市立四日市病院における初診での予防接種の可否について確認する質疑があり、理事者からは、市立四日市病院では、通院治療中の患者にのみ実施しており、

予防接種のみの受診については、かかりつけ医、あるいは近隣の医療機関での接種をお願いしているとの答弁がありました。

また、委員からは、医療機関リストに掲載しないことについて医師会と調整をしているのか質疑があり、理事者からは、予防接種を実施している医療機関リストへの掲載については、各医療機関の意向に基づいて対象者に案内を行っているとの答弁がありました。

また、他の委員からは、当予防接種事業に係る制度内容や手続きについて、よりわかりやすい案内に努めるべきであるとの意見があり、理事者からは、できるだけ多くの方に予防接種を受けてもらえるように事業内容を説明していきたいとの答弁がありました。

これを受けて委員からは、高齢者肺炎球菌ワクチン予防接種について本市は、平成23年12月から独自に補助制度を行っており、接種率は50%を超えている。平成26年10月から国により定期接種化され、5カ年の措置が平成30年度に終了するが、事業継続についてどのように考えているのかとの質疑があり、理事者から、本市の状況や国の動向を踏まえ、今後も健康づくりや予防活動に注力していきたいと考えているとの答弁がありました。

また、委員からは、接種率の向上に向け、医療機関の意向を確認しリスト記載内容を変更すべきと考えるがこの点について改めて確認したいとの質疑があり、理事者からは、各医療機関

と協議し意向確認をした上で周知方法について検討していきたいとの答弁がありました。

5項目めは、職員の駐車場のあり方についてであります。

本件については、全体会において委員から、市役所本庁舎、小学校、幼稚園及び保育園等に勤務する職員の駐車場の利用状況、並びに、駐車料金の本人負担について統一されていない現状があり、今後の職員の駐車場使用の統一的な考え方について議論を行うため、複数の分科会に係る事項として全体会において審査すべきとの提案があったことから、全体会において議論することといたしました。

まず、委員からは、例えば保育園における職員の駐車場使用については、園内及び周辺公有地における駐車スペースの有無によって駐車料金の本人負担に差があり、配属先によって待遇が異なっていると感じるが、どのように捉えているのかとの質疑があり、理事者からは、職員の自家用車を公務で使用しており、公有地に駐車スペースがあれば無償としているが、現実的に駐車スペースがない場合は職員が民間駐車場を借り上げる形となるため、上限はあるものの駐車料金補助の支給という形で対応しているとの答弁がありました。

これに対して、委員からは、各施設によって状況が異なることは理解するが、現実的に職員の負担に差があることも事実であり、公有地使用における受益者負担の考え方については一定の整理が必要と考えるがどうかとの質疑があり、理事者からは、

そうした現状を少しでも緩和すべく、駐車場補助を支給してきたという背景もあると捉えており、現状で統一的な考え方には至っていないものの、公有地使用の受益者負担のあり方という観点から一度検討を行いたいとの答弁がありました。

また、他の委員からは、臨時職員に対しては駐車場補助を支給していないとのことであるが、今後の方向性について確認したいとの質疑があり、理事者からは、臨時職員によって勤務日数等が異なっているという状況はあるものの、臨時職員が負担している駐車料金についても、こういった形が望ましいのか今後検討したいとの答弁がありました。

これに対して、委員からは、市が臨時職員の駐車場を民間から借り上げるという手法もあると考えるため、一度検討してほしいとの意見がありました。

全体会審査を行った事項についての報告は以上であります。

討論においては、一部委員からは、議案第25号 平成29年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定について、ごみ処理手数料については、会計処理が全庁的に統一されていないこと、高齢者肺炎球菌ワクチン予防接種については、案内文書の不備が反映された決算内容となっていることから反対するとの意見表明がありました。

また、他の一部委員からは、議案第25号 平成29年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定について、理事者からの答弁内容も踏まえる中で、ごみ処理手数料及び高齢者肺炎

球菌ワクチン予防接種の2件を持って当議案全体を不認定とするまでには至らないと考えることから賛成するとの意見表明がありました。

以上の経過により、当委員会に付託されました4議案につきましては、議案第25号 平成29年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定については、賛成多数により、議案第26号 平成29年度四日市市水道事業における利益の処分及び決算認定について、ないし、議案第28号 平成29年度四日市市下水道事業における利益の処分及び決算認定については、別段異議なく、認定すべきものと決した次第であります。

これをもちまして、決算常任委員会の審査報告といたします。